

【国税庁事業】

フランス 大手小売スーパーマーケットへの日本酒輸出促進事業 (再公募について)

国税庁では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るべく、海外における日本産酒類の認知度向上及び販路の拡大に向けて取り組んでいます。

今般、フランスにおいて日本産酒類の中でも今後の販路拡大・輸出が期待される日本酒に焦点をあて、フランスの大手小売スーパーマーケットと提携し、同スーパーの各店舗での日本酒の取扱いに向けて、消費者向けに日本酒のプロモーションと試飲会及び商談会等を実施し、フランス国内での更なる日本酒の認知度向上と輸出拡大を目的としたイベントを開催します。

本事業は令和4年2月に実施予定として、そのための事業者の募集を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期しておりました。

現在、本年度中の実施を目指して現地スーパーマーケットとの調整を進めておりますが、その過程において、応募多数の場合の絞り込みの要件等について明確にしましたので、機会の公平性の観点から、参加事業者を再公募することとしました。

なお、当初募集からの変更箇所等の要点につきましては、下線を引いております。

皆様のご参加をお待ちしております。

(注) 当初募集に応募いただきました方には、別途、手続等について連絡をしておりますので、そちらもご確認ください。

開催概要

- 日 時：令和4年10～11月頃実施予定
- 主 催：国税庁
- 実 施：株式会社テレビ朝日（国税庁事業委託先）
- 実施地：フランス
- 募集数：30事業者程度（日本酒製造事業者・酒類販売業者）
- 申込締切：**令和4年6月10日（金）17：00まで**
- 実施内容：

①一般消費者向け試飲・販売会

大手小売スーパーマーケット5店舗にて、一般消費者向け試飲・販売会を実施。

※現地の業界シェア第3位までの現地大手小売スーパーマーケットを想定。

※1店舗当たり1週間程度、延べ6週間程度を想定。

- 日本酒の購買につながる層が多く居住する地域・地区での店舗を対象に、ソムリエ等の専門家を1名配置し、一般消費者向けの試飲・販売会を行います。

- 各店舗内、日本酒専用の商品棚を設置（4 m²以上のスペース）し、来店者等に日本酒の特徴や飲み方などについて紹介します。
※主催者にて販売員等の手配をします。
- 参加者の日本酒を買い上げて提供します（予定）。
 - ・ 試飲用：1 歳 720ml 140 本
 - ・ 販売用：1 歳 720ml 140 本、合計 280 本
 ※日本酒は同一銘柄とします。
※試飲用・販売用はフランスの酒販事業者の協力をを受けて買い上げる予定ですが、日本での小売販売価格 3,000 円程度（税込）までの商品とします。
- 輸送方法：航空貨物にて輸送。

②現地の酒類事業者向けセミナー

継続的な日本酒の販売につながるよう、大手小売スーパーマーケットと取引のある現地の酒類事業者等に、日本酒への理解を深めてもらうためのセミナーを開催します。

※参加者の中から、本セミナーでの講演等へのご協力をお願いする場合がございます。

③大手小売スーパーマーケットと取引のある現地酒類事業者との商談会

フランスへの販路開拓のため、大手小売スーパーマーケットと取引のある流通業者との商談会を実施します。

原則として対面型での商談会を考えております。

参加要件

1. 現地で流通・販売可能な日本酒の取引が可能なこと。また、現地流通にあたり、各種規制等について把握の上、必要な対応を行うことができること。
ご参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
2. 大手小売スーパーマーケット等との継続的な取引に向けて、必要数量の日本酒の納入を行う能力を有すること（日本酒製造事業者・酒類販売業者共通）。
なお、プロモーションや調査が主目的でないこと。
3. 一般消費者向け試飲・販売会において、大手小売スーパーマーケットと国税庁が共同で決定する陳列方法や消費者への PR 方法について承諾できること。
また、そのために必要な試飲用、販売用とする日本酒の分類作業等に協力できること。
4. 参加者が酒類販売業者である場合は、試飲用、販売用とする日本酒について、フランスで販売や流通を行う正当な権利を有していること。（例として、委託醸造した日本酒であって、その商標権を有していることや、醸造者とフランスでの販売委託契約を締結していることなどが考えられます。）

5. 本事業で行うセミナーや商談会に積極的に参加できること。
対面型の商談会を開催する場合、フランスに参加者負担にて渡航して頂きます。
6. 大手小売スーパーマーケットからの要請による需要増に対応できる供給体制を有すること。
本事業参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や商談品の輸出に関与できること。
商談先からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
7. 英語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、事務局が求めた際は速やかに提出できること。商談用資料が揃っていない場合は、事務局が指定する日までに速やかに作成し、提出すること。
8. 国税庁が成果把握等の為に行うアンケート及びフォローアップ調査にご協力いただけること。
※アンケート、フォローアップ調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となります。また、一部内容を公表する場合もあり得ます。
9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで開催する場合もあり得ます。
オンライン開催の場合、テレビ会議システムアプリを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、通信に支障をきたさないこと。
10. 本案内書の内容、条件等に同意すること。

お申し込みの流れ

1. 申込方法

- 別添の参加申込書に必要事項記載の上、本事務局まで Email(sake@cb-ltd.co.jp)でご提出ください。送付先及び申込に関するお問い合わせは、本事務局担当者までお願いします。
- 募集数を大幅に超える申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切ります場合があります。お早めにお申し込みください。
- 参加者には、原則として提供する銘柄の選定、指定された国内の場所への送付、輸出に必要な書類の手配、参加事業者の紹介リーフレット作成のための紹介用画像及び紹介文の提供をしていただきます。

2. 選考および結果通知

- 応募多数の場合は、次の要件の順に優先して参加者の選考を行います。最終的には、現地大手小売スーパーマーケットにお申込み頂きました情報（企業情報、商品情報など）を提供した上で、参加者を決定します。
 - ①日本酒製造者。
 - ②現地に渡航し、対面型商談会に参加可能な事業者。
 - ③申込者が現地渡航不可の場合、現地販売代理店など代理人による参加が可能であること。
- 選考結果については、お申込み時に記入頂きました、ご担当者様のメールアドレス宛にご案内します。
- やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、事務局宛てにご相談下さい。

3. ラベリングの準備

- 参加者確定後、輸出に必要なラベリングのご準備をお願いします。
- ラベリングのフランス語翻訳は事務局にて行います。
- 翻訳したラベリングを事務局から手交しますので、参加者側にてラベリングを貼って頂き、準備頂きますようお願いいたします。

4. 輸送方法

輸送に関しては、事務局が指定する国内倉庫へ発送願います。

※国内指定場所への輸送費は参加者の負担となります。

※輸送手続きに関する書類作成など、参加者に対応頂く場合もございます。

輸送に関し詳細が決まり次第、別途ご連絡いたします。

留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、国税庁がその対応を決定します。
日本及びフランスにおける新型コロナウイルス感染症状況により、本事業を中止・延期・内容の変更をする可能性がありますのでご了承ください。
2. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、国税庁からの連絡（フォローアップ等）のために利用します。
3. 本案内の記載に反する行為があった場合や申込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし参加をお断りすることがあります。また、今後国税庁が実施する事業の選考において不利となることがあります。
4. 参加申込みをした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、参加することが国税庁の信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りすることがあります。
5. 申込みフォームの記載内容に変更がある場合、事務局にお知らせください。なお、申込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
6. 相応の理由なしに商談をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後国税庁が実施する事業の選考において不利となることがあります。
7. 商談に参加する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
8. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある商品などについては、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
(参考 URL <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>)

免責規程

1. 天災、感染症の蔓延など、現地情勢等を鑑み、国税庁の判断により本事業及び関連事業の全部又

は一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、参加に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害について、国税庁はこれを負担しません。

2. 商談会実施中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、国税庁は一切の責任を負いかねます。
3. ご提供いただいた個人情報は、事業実施の為、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。あらかじめご了承ください。
4. 商談会に於いて、担当者以外の商談者と第三者との間で紛争等が生じた際には、商談担当者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
5. 相応の理由なしに参加キャンセルされた場合や、アンケート・フォローアップ調査等へご協力いただけない場合には、今後国税庁が主催する事業の選定等において不利となることがあります。

お問い合わせ

国税庁 フランス日本酒輸出支援事務局

担当：早瀬、田中、笹原

電話：03-6205-8448（平日 10：00～17：00） FAX：03-6205-8447

Mail：sake@cb-ltd.co.jp